

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年11月9日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

10番 西富 大二郎

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は皆様方、ご多用の中に農業委員会総会に多くの方に出席いただき、誠にありがとうございます。11月になりましてから朝晩は寒く感じる日が多くなってまいりました。日中は暖かく、1日の気温差が大きくなります。体調を崩さないように、大事な時期でございますので、委員の皆様には、くれぐれも体調管理に十二分に注意していただきたいと思います。お願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議題となっております。総会の議案がスムーズに進行いきますよう、皆様のご努力をお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3の議事録署名者及び書記の指名をいたします。本日の議事録署名者には、19番の緒方一臣委員と20番の内田政憲委員を、書記に、事務局の友安文崇主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで8件でございます。議案の修正がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の修正がございます。

まず、1ページめくってください。

目次です。目次の第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、件数4件とございますが、1件取下げとなりましたので3件になります。4を3と訂正してください。それに伴いまして合計453件とありますが、452件に修正をお願いいたします。1件取下げがありました。

続きまして8ページです。

8ページの第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請の1番です。1番が取下げになっております。斜線で修正をお願いいたします。1番が取下げになっております。

最後です。25ページです。

25ページの5条申請の45番です。45番の農地区分が1種農地となっておりますが、現地調査の結果、2種農地に変更をお願いいたします。1を2に変更をお願いいたします。

以上、修正を終わります。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、26件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を

栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

2番、3番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。2番の譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている法人で、申請地には水稻を作付される計画です。3番の譲受人は水稻、ホウレンソウを栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

4番、5番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はレンコンを栽培されている農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から6番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

7番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番、8番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、小麦を栽培されている農家で、申請地には小麦を作付される計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、7番から10番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

11番～13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う、区分使用貸借権設定の申請です。これらは、太陽光設備設置者と営農者が異なるときに設置者が空中部分を利用することから、3条許可申請が必要となっております。なお、支柱等の部分については転用となるため、5条の同時申請を行っております。

12番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、サトイモを栽培されている農家で、申請地にはサトイモを作付される計画です。

13番は、親戚へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ブロッコリーを栽培されている農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、11番から13番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
14番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、14番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、15番。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

15番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番と16番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、大豆、花き、露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、15番から17番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

18番から22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人は水稲、露地野菜を作付される専業農家で、許可後は大根、キャベツ等を作付される予定です。

19番から20番は関連です。農地所有適格法人の設立のため、それぞれ権利を取得されるもので、19番が賃貸借設定、20番、22番が所有権移転、21番が使用貸借権設定の申請となっております。許可後におきましては、申請地全てブドウを作付される予定です。先日の地区委員会にご出席いただき、営農計画等についてお伺いいたしましたが、その内容に何ら問題はありませんでした。

以上5件、先の地区委員会において協議し、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、18番から22番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
23番は競売結果報告でございますので、次、24番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

24番から26番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、耕作の便宜上取得するための所有権移転の申請であります。譲受人は果樹、露地野菜を生産する兼業農家で、許可後はクルミを作付される予定であります。

25番は、経営拡張のための賃借権設定の申請であります。借受人はスイカ、トマトを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される予定であります。

26番は、農地所有適格法人からの経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は養豚、アスパラガスを生産する法人で、許可後は飼料作物を作付される予定であります。

以上3件につきまして、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、24番から26番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。
地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、令和2年6月22日に建て売り住宅への転用に対して事業計画変更を承認しましたが、転用区域内に申請漏れがあったため、再度、事業計画変更承認申請を行うものです。

事業内容は、建て売り住宅への転用に伴う道路部分の申請漏れのため、幅23㎡が追加となり、転用面積が356㎡から379㎡へ変更となるものです。

先日の地区委員会で検討したところ、事業計画の変更はやむを得ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

す。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番は取下げですので、2番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

　　5番委員、眞鍋です。

　　1番は取下げですので、2番、3番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　2番は、道路への転用申請です。農地区分は市街地化が見込まれる区域内で、市街地に新設する10ha未満の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は建て売り住宅建築に伴う道路として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。転用後は熊本市に帰属されます。資力、信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。建て売り住宅建築に伴うものであるため開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ同時申請中のことです。

　　3番は、貸資材置場への転用申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、土木資材、建築資材等の置場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。ただし、以前から資材置場として利用されており、始末書の添付がっております。

　　以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、4番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、営農型太陽光発電設備の一時転用許可期間満了に伴う更新申請です。令和29年の初回申請から一時転用期間の3年が経ち、今回は1回目の更新申請となります。農地区分は8筆のうち7筆が農用地区地域内の農地、1筆が第1種農地です。農用地区地域内の農地及び第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に伴うものであること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことが無いものと認められることから、不許可の例外に該当しております。設備の設置状況といたしましては、太陽光パネル4,659枚、発電能力1,257.93kw、遮光率65%から88%、パネル下の空間の高さは最低で2.2mとなっております。なお、転用面積はパネル支柱とフェンス支柱、合わせて3,055本分の16.41㎡で、適正な面積と判断いたします。パネル下部の面積は7,627.7㎡で、営農状況といたしましては、ハランを作付されています。営農計画書と営農への影響の見込み及びその根拠となるデータや参考文献、知見を有する者の意見書などについては、ハランに対する栽培技術基準や市場状況など、知見を有する者の意見として添付されており、そのほか事業計画書、設備解体撤去の見積書及び廃止時における解体撤去の確約書など、必要書類も添付されております。敷地内の雨水処理はパネル下部農地への自然地下浸透方式ですが、オーバー分については周辺への配慮としまして、側溝による集水と浸透柵による流出防止の対策が講じられており、被害防除対策については問題ないものと思われま。

ここで、これまでの経緯等について説明します。当初計画ではハラン定植後およそ2年の育成期間を経て、3年目の令和2年から収穫、出荷の計画となっておりましたが、太陽光パネルの設置が大幅に遅れ、いまだ収穫に至っておりません。パネル設置が遅れた原因としましては、当初計画していた太陽光パネルが生産終了となり、同じ形式の製品調達が困難となったことにあります。太陽光発電所の施工については、経済産業省へ届け出た形式の製品しか使用できず、異なる形式を使用する場合は、再度、変更を届け出た上で承認を得る必要があります。ただし経済産業省からの承認を受け直すには相当の時間を要するため、当初計画のパネルを調達すべく他社へ問い合わせた結果、調達の見込みは立ったものの価格面での折り合いが厳しく、結果、資金融資先との協議も含め、調整にかなりの時間を費やされたということです。

このような経緯から、全てのパネル設置を完了したのが今年3月末となっております。ハランについては、パネル設置に併せ順次植付けを行い、計画していた9,318株のうち、今年5月までに5,000株の植付けを完了しています。なお、5,000株の作付しかできなかった理由としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市場への株苗の出荷が極端に落ち込んだことによるもので、かなり手を尽くし探されたそうですが入手できたのは計画の約半分だったということです。

今後の計画といたしましては、ハランは植付け時期を誤ると葉が育たないということで、残りの植付けを適期である令和3年春に予定されています。収穫については、今年春の植付け分を来年の10月頃から、来年春の植付け分は令和4年10月頃から収穫を開始できるものと見込まれています。現在は遮光ネットによる直射日光を遮る対策や、営農計画の一部見直しによりハランを切り葉だけで販売するのではなく、観賞用としてポット苗の販売導入なども新たに検討されているところです。

当地区委員会では、これまでの現地の状況については確認してきましたが、さらに経過観察が必要と思われますので、今後も作物の生育状況など、適切な営農が継続して行われていることを定期的に確認していきたいと考えております。

以上1件、先の地区委員会におきまして現地を確認し、今後の事業計画、営農計画について詳細に聞き取り調査を行った結果、立地基準、一般基準の面から転用許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、4番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　なお、4番については営農型太陽光設備への転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、47件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

　　5番委員、眞鍋です。

　　1番から7番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いた

します。

1番は、所有権移転し、貸し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しました。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、貸し駐車場3台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。ただし、以前から駐車場として利用していたため、始末書が添付されております。

2番は、不動産の売買等を営む法人が所有権移転し、建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域内で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅13棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことです。

3番から6番までは関連で、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転し、建て売り住宅及び公衆用道路へ転用する申請です。農地区分は、市街地が見込まれる区域内で、市街地に近接する10ha未満の規模の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討については、事業計画書に記載されております。土地利用計画は、建て売り住宅13棟の建築及び公衆用道路を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことです。

7番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、土砂、砂利等仮置場、土木、建築資材置場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年12月31日

までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

議 長 　　ただいま、1番から7番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　なお、2番と3番から6番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

　　続きまして、8番。

7番 橋本春利委員

　　7番委員、橋本です。

　　8番から11番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

　　8番と9番は関連で、土木工事業を営む法人が、賃借権設定による資材置場及び車両置場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積993㎡、総転用面積598㎡に土木資材、重機及び工事車両5台の保管場所として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に資材置場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。なお、一時転用期間は令和4年3月31日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

　　10番は、自動車販売業を営む法人が賃借権設定による中古車展示場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積1,382㎡に普通車両43台分の展示スペースで、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に中古車展示場として利用されており、今後このようなことがないように

する旨の始末書が提出されております。

11番は、所有権移転による漁業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりがあり良好な営農条件を備えている農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積540㎡に海苔の養殖箱船6艘、網干場、運搬用トラック置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、8番から11番までについて地元より報告がございましたが、この件については何かご意見、質問等ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

12番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番から14番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない、生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積2,280㎡に建売住宅、木造平屋建て9棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年11月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

15番は、飲食業を営む法人が、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で、上

下水道2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地西側のラーメン店で集客数の増加、従業員の増加に伴い駐車場が手狭になったため、転用面積446㎡に従業員及び大型車両及び普通車12台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は駐車場として利用されており、今後このようなことが無いようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、令和2年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

16番は、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。初回許可日は、平成26年11月21日、1回目の更新は、平成29年11月20日、今回が2回目の更新となり、期間は許可日から3年間となっています。農地区分は、農用地区域内の農地ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、事業面積2万3,250㎡に太陽光パネル6,912枚、パネルの高さ1.4mから2mを設置し、発電量1,750kwで、フェンスの支柱217本及びキュービクル1基の発電設備を設置し、支柱部分等の転用面積は153㎡、パネル下部の農地面積1万1,086㎡、遮光率97%、太陽光パネルの下部においては、ミョウガを栽培されております。営農状況については、「営農型発電設備の下部における農作物の状況報告」によると、地域の平均的な単収、10a当たり500kgに対し、一昨年が585kg、昨年が585kg、今年が407kgで平均的な単収の80%を超えています。下部農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込書、作付予定図、営農見込みの根拠・栽培基準等、知見を有するものからの意見書も添付されており、今後も継続して安定した収穫が可能と考えられます。また、周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはないものと思われます。営農型太陽光設備撤去の確約書も添付されております。

17番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積296㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は許可を得ないで資材置場として貸していた経緯があり、今後このようなこ

とが無いようにする旨の始末書が提出されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年6月30日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

18番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積360㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年2月20日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

19番は、電気工事業を営む申請人が、所有権移転による資材置場及び車両置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地の近郊で電気工事業を営んでおり、近年、工事の受注も増加し、資材置場及び車両置場が手狭になり、転用面積148㎡に普通車3台分及び電気工事用資材置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年2月28日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

20番から21番は関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積503.52㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年6月30日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認致しております。

22番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地

区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積408㎡に農家住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年8月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上11件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 田上委員、お疲れさまでございました。ただいま、12番から22番まで地元より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

16番については、営農型太陽光発電設備の転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取します。

続きまして、23番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

23番から24番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

23番は、自動車整備業を営む申請人が賃貸借権設定により資材置場及び車両置場へ転用するための申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置されるもの」に該当し、かつ、譲受人はその集落に居住されており、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積885㎡に整備や修理に必要なタイヤ等の部品置場及びレッカー車1台、整備車両13台分の駐車スペースを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認致しております。

24番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、

転用面積498㎡に個人住宅木造ガルバリウム鋼板葺平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのこと。工事計画は、令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認致しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、23番から24番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

25番から28番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

25番と26番は関連で、賃貸借権設定による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に本人の経営する配管工事事業の工事用パイプ、足場機材、セメント、砂、砂利の資材置場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積476.42㎡に木造2階建て個人住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、開発指導課の事前協議を申請中とのこと。

工事期間は、令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

28番は、太陽光発電システムの販売を営む法人が所有権移転し、太陽光発電設備への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、太陽光パネル340枚、発電容量115.6kwで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、九州電力から接続契約の系統連結通知書の写し、経済産業省の設備認定通知書の提出もされております。工事期間は、令和3年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、25番から28番まで地元よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

なお、28番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、29番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

29番から41番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

29番は、使用貸借権を設定し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地で第1種農地と判断され、代替地の検討もなされております。第1種農地については原則不許可ですが、申請が住宅その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、申請地300㎡に木造2階建て建築面積73.28㎡の住宅の建築で、配置図面から転用面積としては適正なものと思われ、事業計画書、資金証明書等の必要書類も全てそろっております。工事計画は、許可日から令和3年12月31日まで

の予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要となりますが、事前審査申出の回答済みです。

30番は、宅地建物取引業等を営む法人が所有権移転により建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、代替地の検討もなされております。第1種農地については原則不許可ですが、申請が住宅その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、農地以外の地目を含む総事業面積4万9,781.17㎡に木造2階建て、建築面積65.68㎡の住宅14棟及び道路等で、配置図面から転用面積としては適正な面積と思われ、事業計画書、資金証明書等の必要書類もそろっております。工事計画は、許可日から令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要となりますが、事前審査申出の回答済みです。

31番は、使用貸借権を設定し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地498㎡に木造平屋建て、建築面積112.5㎡の住宅の建築で、配置図面から転用面積としては適正な面積と思われ、事業計画書、資金証明書、その他の必要書類も全てそろっております。工事計画は、許可日から令和3年12月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要となりますが、事前審査申出の回答書済みです。

32番から36番は関連です。太陽光発電システムの開発、製造及び販売等を営む法人が所有権移転により太陽光発電設備に転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地3,456㎡に太陽光発電パネル836枚、発電容量284.24kwを設置する計画で、配置図面から転用面積としては適正な面積と判断いたします。事業計画書、資金証明書、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせ等必要な書類もそろっております。工事計画は、許可日から令和3年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しており

ます。

37番から40番は関連です。太陽光発電システムの開発、製造及び販売等を営む法人が所有権移転により太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地5, 333㎡に太陽光発電パネル880枚、発電容量299.2kwを設置する計画で、配置図面から転用面積としては適正な面積と判断いたします。事業計画書、資金証明書、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせ等必要な書類もそろっております。工事計画は、許可日から令和3年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

41番は、太陽光発電システムの販売及び施工等を営む法人が所有権移転により太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地1, 145㎡に太陽光発電パネル360枚、発電容量115.2kwを設置する計画で、配置図面から転用面積としては適正な面積と判断いたします。事業計画書、資金証明書、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせ等必要な書類もそろっております。工事期間は、許可日から令和3年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上13件、先の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、全ての申請について転用許可基準を満たしており、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

すみません、30番で、総事業面積を4万9,781.17㎡と申しましたが、正しくは4,978.17㎡に訂正いたします。

議長 ただいま、29番から41番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

なお、30番、32番から36番まで、37番から40番までについては、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、42番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

42番から47番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

42番は、所有権移転による農業用資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請が住宅その他申請地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当するものと判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地302㎡を農業用資材置場として利用される計画で、転用面積としては妥当と判断いたします。また、資金計画、排水計画、被害防除対策についても問題ありません。工事計画は、許可日から令和3年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

43番は、土木工事業を営む法人が所有権移転により駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地1,035㎡に従業員、来客用として駐車場20台分の計画で、転用面積としては妥当と判断いたします。また、資金計画、排水計画、被害防除対策についても問題ありません。工事計画は、許可日から令和2年12月15日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

44番は、不動産業を営む法人が所有権移転により建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、住宅若しくは事業用に供する施設又は公共施設が連担している宅地化の傾向の著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地4,243㎡に木造2階建て住宅17棟の建築のほか、道路、防火水槽などを整備する計画であり、転用面積としては妥当なものと判断いたします。また、資金計画、排水計画、被害防除対策についても問題ありません。工事計画は、許可日から令和4年12月25日までの予定で、許可後は計画に基づき、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、開発行為の事前審査申出済みです。

45番は、所有権移転による個人住宅への転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地351㎡に木造平屋建て、建築面積132.70㎡の

住宅を建築するものであり、転用面積としては妥当と判断いたします。また、資金計画、排水計画、被害防除対策についても問題はありません。工事計画は、許可日から令和3年5月30日までの予定で、許可後は、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、事前審査回答済みです。

46番と47番は関連です。太陽光発電事業などを営む法人が所有権移転により太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地2, 148㎡に太陽光発電パネル252枚、発電容量95.76kwを設置する計画で、転用面積としては妥当と判断いたします。資金証明書、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせなどの必要書類もそろっており、被害防除対策についても問題ありません。工事計画は、許可日から令和3年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先の地区委員会において現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、申請には妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、42番から47番まで地元よりの報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

なお、44番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（8号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細27ページの1番から28ページの7番までの合計7件で、1番が公社からの売渡し、2番から6番までの5件が公社による買取り、7番が解体による所有権移転です。面積は7件合わせまして、田1万3,134㎡、畑3,264㎡の合計1万6,398㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細29ページの8番から5

1ページの80番までの合計73件で、契約期間別では、6年未満が43件、10年以上が30件で、面積は73件合わせまして、田15万1,119㎡、畑7万3,387㎡の、合計22万4,506㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹、露地野菜、施設野菜、飼料作物、大豆、その他です。

次に、再設定分です。明細51ページの81番から68ページの104番までの合計24件で、契約期間別では、6年未満が12件、10年以上が12件で、面積は24件合わせまして、田7万1,375㎡、畑5万2,978㎡の、合計12万4,353㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹、露地野菜、施設野菜、麦です。

続きまして、第6号議案です。

69ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細70ページの1番から216ページの266番までで、契約期間別では、6年未満が29件、10年以上は237件で、面積は266件合わせまして、田88万1,659.95㎡、畑11万149.91㎡の、合計99万1,809.86㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要項を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議 長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願2件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況の報告など地区委員会で調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

番

委員

1番は、令和2年1月14日相続開始の相続税納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は、経験年数の高い専業農家で、対象農地10筆について願出人自らが現在耕作していること、また、今後も耕作していくことを地元委員が確認しており、証明することに何ら問題はないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、2番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

2番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予に関する適格者証明のために必要とする証明の願出です。願出人は、水稻やナス等を栽培されている専業農家で、対象農地13筆については、農地としては適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況の報告をお願いたします。

それでは、1番、お願いたします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地8筆について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しており、証明することに何ら問題がないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、2番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

2番、3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、キャベツを作付されている農家で、対象農地26筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

3番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は花き園芸をされている農家で、対象農地6筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願ひいたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。次は、第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から10番までの合計124件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議長 　　次に、次第6、その他ですが、本日は何もございません。

それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、この整理を議長に委任願ひたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを
議長に委任することに決定いたしました。
以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会 午後4時30分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 2年11月 9日

議 長 森 日出輝

署名委員 緒方 一臣

署名委員 内田 政憲

書 記 友安 文崇